Catharanthus roseus (L.) G. Don	VI-12-2008	株式会社ハルディン 千葉県印西市竹袋470―4	第27949号 平成26年11月20日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	森谷6号	森谷和郎 長野県上伊那郡飯島町本郷254番地	第27621号 平成26年11月17日
〃	森谷7号	森谷和郎 長野県上伊那郡飯島町本郷254番地	第27622号 平成26年11月17日
Lactuca sativa L.	ACTIVACION	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	第28470号 平成26年11月19日
Phalaenopsis Blume	池明石の碧	池澄 福岡県福岡市西区今津1630番地	第26402号 平成26年10月20日
〃	池朝顔の碧	池澄 福岡県福岡市西区今津1630番地	第26405号 平成26年10月20日

○農林水産省告示第千九百四十六号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Breynia J. R. Forst. Et. G. Forst. Nom. Cons.	ソコラコ	菅谷健治 千葉県香取郡東庄町船戸83	第23544号 平成26年９月30日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	Quitec	Floritec Breeding B.V. Elzenlaan 1 a, 2481LZ Woubrugge, The Netherlands	第26680号 平成26年９月２日
〃	Bacquetec	〃	第27136号 平成26年９月２日
〃	Rostec Salmon	〃	第27139号 平成26年９月２日
Hydrangea L.	加茂セレクター パン ピー	加茂株式会社 東京都新宿区若松町25番27号　ウイン新宿若松町702号室	第25388号 平成26年９月10日
Oryza sativa L.	高松山	鈴木清和 福島県本宮市荒井字荒井33番地	第26540号 平成26年11月５日
Petunia Juss.	BALPEPHAN	株式会社エム・アンド・ビー・フローラ 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4	第26379号 平成26年９月29日
〃	BALPEVAC	〃	第26381号 平成26年９月29日
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.	STOK２号	鈴木篤則 栃木県大田原市親園1556番地―１	第27090号 平成26年９月18日

○経済産業省告示第二百五十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第１項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十二月十九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　二の表の第１のコートジボワールの項及びコートジボワールを除く国又は地域の項を削る。

二　二の二の表の第１中36・03の項の次に次のように加える。

7102・10	ダイヤモンド（三の８の(7)の手続により輸入されるものを除く。）	○
7102・21	ダイヤモンド（三の８の(7)の手続により輸入されるものを除く。）	○
7102・31	ダイヤモンド（三の８の(7)の手続により輸入されるものを除く。）	○

三　三の８の(7)中「ただし、コートジボワールを原産地又は船積地域とするものを除く。」を削る。

○経済産業省告示第二百五十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十二月十九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第一号中「二の表の第１及び」を「二の二の表の第１及び」に改める。

○国土交通省告示第千百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第１条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森沢・釜の窪沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱１号から十九号までを順次結んだ線及び標柱１号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県藤岡市上日野

字細谷戸　八一二番一　一号

八一三番　二号

甲八三一一番　三号

八三〇番　四号

甲七三六番　五号

七四七番　六号

乙七四九番　七号

甲七三三番　八号

乙七一八番　九号

甲七一九番　十号

七一七番　十一号

七一六番　十二号

八一三番一　十三号及び十四号

八一七番　十五号

八三九番一　十六号

八三八番一　十七号

八三四番地先河川敷　十八号

八一一番　十九号